

文京区高齢者・介護保険事業計画策定支援業務委託

プロポーザル募集要項

1 募集目的及び事業概要

文京区高齢者・介護保険事業計画の改定に当たり、高齢者の日常生活の実態、介護予防や健康への取組、サービスの利用状況や介護サービス事業者の状況を把握し、計画改定の基礎資料とするための調査を行うとともに、高齢者・介護保険事業計画（令和9年度～令和11年度）の策定を行う。

本業務は、高齢者等の実態調査から、調査結果の分析、会議運営支援、介護保険料の検討支援といった計画策定までを一体的に実施するものである。また、次期計画策定時には、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づく、認知症基本計画を同時に策定予定である。

このため、本業務の遂行に当たっては、区の高齢者に関する地域特性等を理解し、高齢者・介護保険制度についての専門知識、調査結果等を分析する能力、分析の結果得られる課題に対する事業の提案力等、高い業務遂行能力が求められる。

そこで、プロポーザル方式により、事業者の総合的な能力を評価し、最も適切な事業者を選定する。

2 委託内容

仕様書（案）のとおり

3 提案限度額（税込）

令和7年度：13,450千円（税込）

令和8年度：10,549千円（税込）

(1) 見積価格は、別紙仕様書（案）の事業規模に基づき算出すること。

(2) 提案限度価格を超えた見積価格の提案は無効とする。

(3) 提案限度額は、本選定評価に使用するものであり、区の予算計上を約するものではない。

4 契約期間

令和7年度：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

令和8年度：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 参加資格

次に掲げる資格要件を全て満たすこと。

- (1) 対象業務における文京区での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 文京区指名競争入札の参加資格を有する者に対する指名停止取扱要綱（18 文総契第 347 号）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 文京区契約における暴力団等排除措置要綱（23 文総契第 306 号）第 4 条第 1 項の入札参加除外措置を受けていないこと。

6 選定スケジュール（予定）

	事 項	日 程
1	募集要項の公表及び質問受付開始	令和 6 年 12 月 12 日（木）
2	質問中間締切り	令和 6 年 12 月 20 日（金）午後 5 時
3	質問に対する中間回答日	令和 6 年 12 月 23 日（月）
4	プロポーザル参加希望書の提出期限	令和 6 年 12 月 24 日（火）午後 5 時
5	質問最終締切り	令和 7 年 1 月 7 日（火）午後 5 時
6	質問に対する最終回答日	令和 7 年 1 月 14 日（火）
7	参加申込書及び提案書類の受付期間	令和 7 年 1 月 15 日（水）から 1 月 17 日（金）まで
8	第一次審査（書類審査）	令和 7 年 1 月下旬
9	第一次審査結果通知発送（全参加事業者）	令和 7 年 2 月上旬
10	第二次審査（プレゼンテーション及び 質疑応答）	令和 7 年 2 月下旬
11	最終結果通知（第二次審査全参加事業者）	令和 7 年 3 月中旬
12	契約締結	令和 7 年 4 月 1 日（火）

7 提出書類の配布

令和 6 年 12 月 12 日（木）より区ホームページからダウンロードすること。

ホーム→お役立ちリンク（事業者向け）→事業者向けプロポーザル→文京区高齢者・介護保険事業計画策定支援業務委託事業者の募集について

8 プロポーザル参加希望書

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、プロポーザル参加希望書（別記様式第 1 号）を必ず提出すること。

(1) 提出期限

令和 6 年 12 月 24 日（火） 午後 5 時（必着）

(2) 提出方法

電子メールにて受け付ける。

件名及び提出先は以下のとおりとし、メール本文に事業者名、担当者氏名、連絡先を記載し、プロポーザル参加希望書を添付した上で、上記提出期限までに送付すること。

なお、送信する際は開封確認設定を行うこと。

ア メール件名

「文京区高齢者・介護保険事業計画策定支援業務委託：プロポーザル参加希望（〇〇事業者名）」

イ メールアドレス

b303000●city.bunkyo.lg.jp （注）●を@に変換して使用すること。

(3) その他

プロポーザル参加希望書を提出しなかった事業者は、以降の手続きに参加することはできないこととする。また、提出期限を過ぎた後は、申込みを受け付けない。

なお、メールサーバによる遅延等を理由に提出期限に間に合わなかった場合も、区は一切責任を負わないものとする。

9 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、次のとおり受け付けるものとする。

(1) 受付期間

令和6年12月12日（木）から令和7年1月7日（火）午後5時まで

(2) 受付方法

電子メールにて受け付ける。

件名及び提出先は以下のとおりとし、メール本文に事業者名、担当者氏名、連絡先、質問（箇条書き）を記載すること。メール以外による質問は受け付けない。

なお、送信する際は開封確認設定を行うこと。

ア メール件名

「文京区高齢者・介護保険事業計画策定支援業務委託：プロポーザル質問（〇〇事業者名）」

イ メールアドレス

b303000●city.bunkyo.lg.jp （注）●を@に変換して使用すること。

(3) 回答方法

令和6年12月20日（金）午後5時までに受け付けた質問は、可能な限り12月23日（月）までに区ホームページにおいて回答する。

また、12月21日（土）以降受け付けた質問及び12月23日（月）までに未回答となっている質問については、令和7年1月14日（火）までに、プロポーザル参加希望書を提出した全事業者にメールにて回答する。

(4) その他

受付期限を過ぎた後は、質問を受け付けない。

なお、メールサーバによる遅延等を理由に受付期限に間に合わなかった場合も、区は一切責任を負わないものとする。

10 応募方法

提出書類受付期間中に、次の書類を「企画提案書等作成要領」及び「仕様書（案）」を参考に作成し提出すること。

(1) 提出書類

提出書類	様式
ア 参加申込書	様式第2号
イ 企画提案書	様式指定なし A4判縦30頁以内
ウ 本業務の人員体制	様式第3号
エ 業務受託実績	様式第4号
オ 会社概要（組織図を含む。）	様式指定なし A4判、既存のパンフレット等でも可
カ 見積書及び内訳書	様式第5号

(2) 提出体裁

紙媒体及び電子データでの提出とする。

ア 紙媒体による提出

提出部数については、正本1部・副本1部・選定用ファイル1部とすること。

(ア) 正本は、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトル、事業者名を記入すること。正本に添付する書類は原本とする。

(イ) 副本は、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトル、事業者名を記入すること。副本に添付する書類は、正本の写しとする。

(ウ) 選定用ファイルは、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトルのみ記入すること。なお、添付する書類は、上記(1)提出書類の一覧にあるイ～オの正本の写しとする。ただし、提出書類は事業者の名称その他の事業者が特定される情報を黒塗りすること。

(エ) 「イ 企画提案書」から「エ 業務受託実績」までは、両面印刷とし、各ページの下中央部に通し番号を付けること。

(オ) 正本、副本、選定用ファイルについては提出書類の記載の順にフラットファイル等に綴り、書類ごとにタックインデックス等を付して書類の種類が判別できるようにすること。

(カ) 用紙方向を横長とする頁があるときは、用紙の長辺を綴ること。

イ 電子データによる提出

(ア)上記(2)提出体裁紙媒体による提出(ウ)と同一の資料のデータ、それぞれPDF形式で保存し、以下のフォームにより提出すること。

【高齢者・介護保険事業計画策定支援業務委託プロポーザル受付フォーム】

<https://logoform.jp/form/6KSu/825165>

(イ)紙媒体をスキャニングする場合は、容易に識字できる解像度にする。

(ウ)様式ごとに1つのPDFファイルとし、1ファイルにつき10MBまでとする。

(3) 提出書類の受付及び提出方法等

8 プロポーザル参加希望書の提出をもって、本募集要項の記載事項を承諾し、参加するものとみなす。

ア 受付期間

令和7年1月15日(水)から1月17日(金)まで

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

ウ 提出方法

紙媒体は、福祉部介護保険課(文京シビックセンター9階南側)へ持参すること。

郵送、その他の方法により提出された書類は無効とする。

ただし、電子データによる提出が必要な書類は、10応募方法(2)提出体裁イ電子データによる提出を参照の上、受付期間中に提出すること。

エ 留意事項

(ア)受付期間を過ぎてなされた提出は、理由の如何を問わず無効とする。

(イ)受付後は、区が求めた場合を除き、提出書類の差し替え及び追加等の変更は一切行えないものとする。

(ウ)書類提出時に、一次審査結果通知用の封筒(長形3号。宛先を記入し、110円切手を貼付したもの)を併せて提出すること。

11 選定方法及び結果通知

選定は、プロポーザル方式により、次のとおり審査する。

(1) 第一次審査

事業者から提出された企画提案書等を基に、文京区高齢者・介護保険事業計画策定支援業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が書類審査により委託候補事業者を上位3事業者程度選定する。

(2) 第二次審査

第一次審査で選定された委託候補事業者から、提案書類に基づき、1事業者当たり20分以内でプレゼンテーションを行う。(パワーポイントの使用も可能、機器については事前に申

告をした場合、プロジェクター及びスクリーンは区が準備する。パソコン等周辺機器については事業者側で準備すること。)

その後、選定委員から15分程度の質疑応答を行う。

なお、プレゼンテーションの説明者は、本件の中心的役割を担う者とする(3人以内)。

また、第二次審査を受ける事業者は、第二次審査当日に、選定結果通知用の封筒(長形3号。宛先を記入し、110円切手を貼付したもの)を提出すること。

(3) 委託候補事業者の選定

委託候補事業者は、第一次審査と第二次審査及び価格評価による総合評価点の最も高い事業者を契約交渉順位第1位、総合評価点の2番目に高い事業者を契約交渉順位第2位として選定する。

ただし、参加資格要件等を満たしていない場合は審査対象としない。

なお、第一次審査と第二次審査の合計点数が、区の定める基準を下回った事業者は、順位に関わらず選定しない。

12 結果通知及び公表

(1) 第一次審査結果は、審査を行った全ての申込者に結果のみを郵送で通知する。

なお、第一次審査で選定された事業者には、第二次審査の日時、場所等も併せて通知する。

(2) 最終結果は、第二次審査を行った全ての事業者に結果のみを郵送で通知する。

(3) 審査の透明性を図るため、次の項目をホームページで公表する。

なお、審査結果に係る問合せには応じない。

【公表する項目】

ア 件名

イ 業務概要

ウ 選定した日

エ 契約交渉順位第1位の事業者名及び所在地

オ 契約交渉順位第1位の事業者が提案した見積金額

カ 選定結果(参加者名は、番号等に置き換える。)

13 情報公開の取扱い

文京区情報公開条例(平成12年3月文京区条例第4号。以下「条例」という。)に基づき、情報公開の請求があった場合は、条例第7条各号の非公開情報を除き、公開する。

なお、同条例第3号に規定する情報(以下「法人情報」という。)は情報公開の対象外となるため、全申込者について提出された書類に係る法人情報の特定について協力を依頼する。

また、公開の可否は区が判断する。

14 無効及び失格

(1) 参加資格要件等を満たさなかった場合は、失格とする。

- (2) 参加申込書等の内容に、虚偽の記載がある場合、または本要項に適合しない場合は失格とする。
- (3) 提案限度額を超えた見積価格の提案があった場合は、無効とする。
- (4) 選定された事業者が、契約締結前に虚偽の提案や記述を行ったことが判明した場合等は、当該事業者を失格とする。
- (5) 他の事業者等の応募を妨害した場合は、失格とする。
- (6) (1)及び(4)に該当する場合は、指名停止取扱要綱に基づき、指名停止を行うことがある。

15 契約の締結

- (1) 契約に当たっては、契約交渉順位第1位の委託候補者と提案内容に基づき仕様内容を協議の上、決定する。
- (2) 契約交渉順位第1位の委託候補者との協議が不調となった場合又は契約交渉順位第1位の委託候補者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなり、失格となった場合は、契約交渉順位第2位の委託候補者を繰り上げ、協議を行うこととする。
なお、毎年度予算の範囲内で提案内容に基づき、決定事業者と仕様内容を協議の上、決定する。

16 業務実施上の条件

本業務は、プロポーザル募集の際に提出した書類に記載した担当者及び従事者が行うこととする。区の承諾がない限り、それらの者を変更することはできない。

17 第三者への業務の委託

受託者は、本業務の全てを第三者に委託することはできない。ただし、本業務の一部に関し再委託する場合は事前に再委託範囲、再委託先、再委託理由、安全対策、再委託先に対する管理及び監督の方法等を区へ提示し、承認を得ること。

再委託範囲は、委託業務の全部又は主要な部分を除く受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

18 個人情報の取扱い

受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報保護の義務を負い、罰則の対象となる。

受託者及び受託者から本業務の一部の委託を受けた者は、本業務において、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理について必要な措置を講じること。

19 留意事項

- (1) 参加申込書等の取扱い
 - ア 提出期限後の参加申込書等の差替え及び再提出は原則として認めない。
 - イ 提出された参加申込書等の提出書類は返却しない。

ウ 提出された参加申込書等は、事業の選定以外に提出者に無断で使用しない。

(2) 応募の辞退

参加申込書等を提出した後に辞退する場合には、直ちに電話にて事業担当まで連絡後、参加辞退届（様式第6号）を応募書類提出先へ郵送又は持参にて提出すること。

なお、辞退の受付は、令和7年1月24日（金）午後5時までとする。

(3) 費用負担

プロポーザル参加に要する一切の費用は、すべて参加事業者の負担とする。

(4) 資料等の目的外使用の禁止

区が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。

また、この検討の目的の範囲内であっても、区の了解を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。

(5) 本要項に定めのない事項及び本要項に疑義が生じた場合は、協議により決定する。

20 事業担当

文京区福祉部介護保険課介護保険管理係 担当：逆井、大友

TEL 03-5803-1389

FAX 03-5803-1380

Mail b303000●city.bunkyo.lg.jp

（注）●を@に変換して使用すること。